

防災体制等整備特別委員会 中間報告 (H24. 6. 26)

ただいま議題となりました、防災体制等整備特別委員会における審査の経過と結果の中間報告を申し上げます。

本委員会は平成23年6月24日の本会議において設置され、既に平成23年第3回定例会及び平成24年第1回定例会の2回にわたり、それまでの審査の経過と結果について中間報告を行ったところであります。

その後、委員会は延べ3回会議を開き、精力的かつ慎重に審査を進めてまいりました。

前回の報告から、委員会の最終目的を防災計画の改定に関するガイドラインの作成とし、審査項目を大きな柱として以下の5つに分類しました。

- 1、避難所の運営
- 2、庁内組織の指揮系統、情報の収集・発信、訓練
- 3、物資のコントロール
- 4、民間・公的機関との協力関係と協力内容
- 5、維持すべき優先施設

以上の項目ごとに、主な質疑を申し上げますと、

1 避難所の運営については、

市役所と各避難所との連絡体制、各学校に設置されているNTT非常用電話の利用、災害時のトイレ使用及び携帯トイレの必要性に関する周知、避難所を巡回する保健師の人員体制、福祉避難所の開設期間及び開設情報の開示、看護師の資格を持つ職員の活用、地域医療救護所で可能な医療行為についてです。

2 庁内組織の指揮系統、情報の収集・発信、訓練については、

119番の使用回線数、消防司令センター共同運用による三浦市消防局との連携、災害対策本部での情報の収集・整理・分析方法、部局別初動対応訓練における第三者評価、災害対策本部への危機管理監の設置、情報官が取り扱う情報のレベル、災害対策本部員会議の開催要領についてです。

3 物資のコントロールについては、

1次給水空白地に対する運搬給水、公用車等への燃料補充状況の啓発、100トンタンクが被災した場合の応急給水、上下水道局と消防局の水利に関する情

報共有、災害医療拠点で必要とする給水量、二次・三次福祉避難所への物資の供給についてです。

4 民間・公的機関との協力関係と協力内容については、

津波避難ビル指定の交渉状況、市内タクシー会社との防災無線協定の内容、漁業協同組合所有の備蓄燃料活用、地域と企業との災害時の協定、市内各養護学校の福祉避難所の指定についてです。

5 維持すべき優先施設については、

震災時避難所の管路耐震化状況、本市までの送水管耐震化状況、各学校の地盤調査の必要性、ポータブル発電機を用いた庁舎機能維持、福祉避難所指定施設の耐震性、はぐくみかんの食糧備蓄、福祉避難所及び病院のセキュリティー対策についてです。

これらの質疑及び意見をもとに、6月19日の委員会において、調整を行った結果、地域防災計画の改定に関する第二次ガイドラインを審査項目の5つにまとめ、第3回目の提言を行うことと決定しましたので、以下、本委員会の提言を申し上げます。

大柱の1. 避難所運営について

中柱 避難所運営と避難所運営委員会

- ① 避難所となる学校の情報収集手段と通信体制確保のための双方向防災行政無線の使用ルールの共有化を図りたい。
- ② 避難所運営委員会への防災補助金制度の創設について、早急に取り組みたい。
- ③ 避難所の通信手段のうち、職員室にある災害時優先電話に加え、NTTの設置する特設公衆電話を停電時に使用できるように、アナログタイプの受話器を必要台数確保されたい。
- ④ 災害時に自宅トイレを使用する際の基礎知識について、市民周知を徹底されたい。

中柱 福祉避難所全体

- ⑤ 体育館など、多数の避難者との生活が困難な障害者の場所を確保するために必要なパーティションについて、学校または市の倉庫に備蓄するかどうか、

早急に方向性を決められたい。

中柱 高齢者施設の福祉避難所

- ⑥ 高齢者のための福祉避難所としては、第一に普段付き合いのある介護施設に身を寄せることが考えられるため、市内の特別養護老人ホーム・介護老人保健施設すべてと「災害時の緊急受け入れについての協定」を締結されたい。
- ⑦ 高齢者施設の受け入れ可能人数の把握を、施設の定員の20%を目標に施設との協議を進められたい。
- ⑧ 施設に避難した高齢者の介護は原則家族が行うが、家族は施設に寝泊まりできないことを市民に周知されたい。
- ⑨ 高齢者が直接、施設に避難した場合でも、市の援助を受けられるように、協議の中に「施設の判断で受け入れた場合」の条項を盛り込むように調整されたい。

中柱 障害者施設の福祉避難所

- ⑩ 現在、市で稼働中の各種障害者施設の受け入れ可能人数を把握されたい。
- ⑪ 養護学校（久里浜・武山・岩戸）すべてを、福祉避難所として指定するよう、関係各所と早急に協議を進められたい。また耐震化等の問題ですぐに指定が困難な場合でも、耐震化計画を踏まえて可能な限り早い段階での指定を実現されたい。
- ⑫ 福祉避難所に指定された障害者施設に対して、不足する物資等の支援と備蓄体制を早期に確立されたい。

中柱 公的施設を利用した福祉避難所

- ⑬ 公的施設の福祉避難所の開設情報は、一般に公開しない方針とされたい。
- ⑭ 公的施設の福祉避難所として予定しているコミュニティセンターなどは、災害時一般市民の避難受け入れを行わないことを、建物への張り紙などで周知を徹底するよう取り組まれたい。

中柱 避難所の訓練

- ⑮ 各避難所の訓練において、給水手段の習熟と市民周知を徹底されたい。
- ⑯ 自家用車の燃料の補給について、燃料が半分までになったら、給油をするよう、市民への満タン運動の周知啓発を進められたい。
- ⑰ 各地区の自主防災組織の訓練に救助・救出訓練を行えるような、訓練用セットと訓練資器材の準備を進められたい。

大柱の2. 庁内組織の指揮系統、情報の収集・発信、訓練について

中柱 情報の収集・発信

- ⑱ アマチュア無線局の本部となる市役所本館最上階と、あんしんかんに設置される災害対策本部との間の連絡方法として、無線局のアンテナを立てる等、最も適切な方法を検討されたい。
- ⑲ 将来的な情報機器の互換性と拡張性を研究するよう努められたい。

中柱 指揮命令系統

- ⑳ 市のトップが把握すべき重要情報を明確にして、本部長となる市長の行動を明確にするよう計画されたい。
- ㉑ 情報管理や情報分析などの任務をこなせる人員を育成されたい。
- ㉒ 市民安全対策部のリーダーには、今後の防災対策の協議にはすべて出席することとし、協力関係のある協定先と顔の見える関係を構築できる責任者をあてられたい。
- ㉓ 本部員会議の目的と作業内容を明確にし、メンバーである職員が判断に迷うことないように共有化されたい。
- ㉔ 各部局が行動指針を立て、発災時に本部からの指示がなくても行動できる内容を早期に確立し、指示待ちの時間をなくすよう調整されたい。
- ㉕ 災害対策本部のトップの判断で動く項目をできるだけ減らすことを検討されたい。
- ㉖ 災害対策本部の指揮系統の中心となる、横須賀市対策調整所を生かせる体制にするよう計画に位置付けられたい。

中柱 行政組織の訓練と活動マニュアル

- ㉗ 市役所の自主防災訓練の評価基準を作り、外部評価によってスキルアップを図られたい。
- ㉘ あんしんかんの展示方法について、家具の固定方法、防災知識の普及など減

災と防災対策へ方向性を変え、市民の防災力向上に役立つ展示とするよう検討されたい。

- ②⑨ 災害対応訓練の内容はできるだけ自分たちで考え、そして課題を抽出し、次の訓練の昇華に役立てること。また、外部からの講評をもらい、自己評価だけに終わらないよう努められたい。

中柱 指定管理者等の訓練と活動マニュアル

- ③⑩ 指定管理者の契約の際、防災対策の詳細記述があるのか契約文書にはっきり記載し、利用者の安全確保を業務の義務化とする検討をされたい。
- ③⑪ 指定管理者の防災マニュアルの内容確認を行い、内容に実効性があるかどうか確認されたい。

中柱 救援要請と救助対応

- ③⑫ 災害二輪調査隊や道路啓開、上下水道施設など、現地の被害状況確認中に、市民から救助要請があった場合、どのように対処していくのか、過去の震災を参考に行動指針を作成されたい。
- ③⑬ 消火活動、救急搬送以外の現場関係者は、救出要請があったとき、現場で救出活動を行う場合は、近隣の住民に協力を要請し、救出態勢を整えることから取り組むこと。その際、救出リーダーを指示し、連絡が完了したら、本来任務に戻るよう取り組まれたい。
- ③⑭ 自主防災指導員の再受講を進め、最新の知識をもった防災リーダーの養成を進められたい。
- ③⑮ 救出資機材のうち、取り扱いの指導が必要なもの（チェーンソーやエンジンカッター等）については防災訓練時に指導されたい。
- ③⑯ 救助・救出の市民啓発資料は消防庁のものを参考とし、市民にわかりやすく引用されたい。

大柱の3. 物資のコントロールについて

中柱 燃料の供給計画

- ③7 市内の漁業協同組合等備蓄燃料の災害時の提供について、早急に協議を進められたい。
- ③8 公用車は常時燃料を満タンにして帰着するよう満タン運動を義務付けられたい。

中柱 飲料水の供給計画

- ③9 100 トンタンクの開設については、学校避難所では開設訓練を行い、習熟度を高めていくこと。また、公園などの設置場所においては地元町内会に管理を依頼する場合の調整と運営のルール化を徹底されたい。
- ④0 100 トンタンクの津波被害の場合の復旧計画を立て、市民周知に努められたい。
- ④1 キャンパス水槽の給水拠点の開設計画と各避難所への周知を徹底されたい。
- ④2 応急給水の空白区域をつくらぬよう、各町内会と調整し、町内会の自主的な応急給水拠点の開設を支援されたい。
- ④3 消火栓利用の応急給水拠点の開設計画と周知について、地元町内会などと調整を行い、実効性ある計画とされたい。

大柱の4. 民間・公的機関との相互の協力関係と協力内容について

中柱 民間企業との協力体制について

- ④4 企業・団体との消防協力体制をより強力に促進されたい。
- ④5 協定を締結している組織とは、救助・救出の具体的な協力内容を調整し、必要な教育を進められたい。

大柱の5. 維持すべき優先施設について

中柱 維持すべき施設の全リストと優先順位

- ④⑥ 本庁舎等、市の建物のフロアの転倒防止対策が実施されているのかどうかを確認すること。発災後の活動開始の妨げにならないように、特に初動体制に緊急を求められる部署である消防局、上下水道局、土木部、健康部、福祉部、市民部等の体制作りに障害となる要素は極力排除できるように日ごろから備えられたい。

中柱 医療機関の機能維持

- ④⑦ 医療拠点の水の需要に応えられるような給水体制を構築する。特に数十トンの水の供給のためには地下水（湧水）の使用も検討されたい。
- ④⑧ 災害時の病院入口のセキュリティー対策として、警察あるいは病院ボランティアなどへの協力要請を検討されたい。

中柱 応急救護所と地域医療救護所の機能維持

- ④⑨ 地域医療救護所、医療機関で最も使用する薬品の種類を確認して、十分な備蓄がされているか、どうすれば十分な備蓄となるのか検討すること。過去の震災時に最も使用した薬品類を検証・参考とし、充足できる体制を構築されたい。
- ⑤⑩ 地域医療救護所の設置を予定している施設の被災状況の確認はだれが、どのように行うのか体制を含め検討されたい。
- ⑤⑪ 地域医療救護所の照明・電源の確保に努められたい。

中柱 上下水道施設の機能維持

- ⑤⑫ 上下水道事業者と災害時における施設復旧の作業手順の調整を図られたい。

以上で中間報告を終わります。